

公益財団法人 日本テニス協会 選手登録細則

第1条（目的）

公益財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という。）は、選手・審判員等登録規程附則1に基づき、公益財団法人日本体育協会が制定したスポーツ憲章の趣旨および国際テニス連盟の規約に準拠して、登録する競技者に関する事項を定めるためにこの細則を制定する。

第2条（選手）

選手とは、本協会及び加盟団体並びに日本テニス協会協力団体の登録競技者をいう。

2 選手は本協会の諸規則を遵守し、常にフェアプレーの精神などスポーツマンシップに則って行動するものとする。

第3条（登録）

選手は、本協会、地域テニス協会または都道府県テニス協会の何れかに登録しなければ、各が主催・主管・後援・公認する公式大会に出場することができない。

2 前項の大会のうち、賞金付き大会、全日本ベテランテニス選手権大会、地域テニス選手権大会、地域ベテランテニス選手権大会（各大会の最終予選を含む）に出場する者は、本協会選手登録を行わなければならない。

3 本協会は、選手・審判員等登録規程に基づき、一般選手、プロフェッショナル、ベテラン選手に関する登録制度を運営する。

第4条（登録の抹消と停止）

本協会は、選手が以下の項のいずれかに該当した場合、倫理委員会の審査及び常務理事会の決議により本協会の登録を抹消または停止することができる。

- ① 本協会が禁止した競技会に参加した者
- ② フェアプレーの精神などスポーツマンシップに著しく反する行為のあった者
- ③ 競技者として著しく本協会の品位と名誉を傷つけた者
- ④ 本協会のトーナメント競技規則第35条（違法な薬物）に該当する行為のあった者
- ⑤ 本協会からデビスカップ、フェドカップ、オリンピック等、国の代表として指名され、正当な理由なくしてこれを拒否した者

第5条（登録の復活）

本協会は、前条により登録を抹消あるいは停止された者が再び本細則に違反する恐れがないと認められたときは、本人自筆の誓約書を提出させることによって倫理委員会の審査及

び常務理事会の決議により登録を復活させることができる。

第6条（プロフェッショナル）

プロフェッショナルは、本協会の公式トーナメントで競技して金銭的・物質的利益を得ることができる。

2 プロフェッショナル登録は、常務理事会の承認を要する。

第7条（国外競技会における規則遵守義務）

国外の競技会に参加する選手は、本協会の諸規則及び開催国協会の規則を遵守しなければならない。

第8条（改廃）

この細則の改廃は、常務理事会の決議を経て行う。

附則

1. 選手登録に関する手続は、常務理事会が別に定める一般選手、プロフェッショナル、ベテラン選手に関する登録基準による。
2. この細則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。